

公の施設の管理運営に関する 方 針

平成 18 年 11 月
近 江 八 幡 市

目 次

趣旨	2
公の施設の定義	2
公の施設の管理運営イメージフロー	3
公の施設の管理運営における現状と課題	4
具体的な見直し方針	5
見直しに伴う個別検討項目	7
1 指定管理者制度の適用	7
2 業務の民営化	8
3 財産の譲渡	8
4 施設の使用貸借	9
5 施設の統合	9
6 地方独立行政法人への移行の検討	9
各施設の管理運営方針〔別 表〕	10

趣 旨

地方公共団体を取り巻く環境は、少子高齢社会の進展に伴う人口の減少などにより社会の仕組みが大きく転換しようとしている状況の中で、行政のあらゆる仕組みを抜本的に見直していくことが求められています。

本市においても例外ではなく、あらゆる分野において行政の仕組みを見直し限られた財源を有効に活用することが課題となってきました。

このような状況の中で、本市には市民の福祉を増進することを目的に多くの公の施設が設置されていますが、平成 17 年度に指定管理者制度を導入するまでの間、公の施設の設置目的に対して施設の利用実態等の課題を明らかにし、見直しを検討する機会があまりありませんでした。

また、これらの多くの施設を維持するために毎年多くの経費を要している現状もあり、「公の施設として存続する必要があるのか。」「行政が関与する必要があるのか。」「施設が効率よく有効に活用されているのか。」といった見直しが必要となってきました。

このようなことから公の施設の活用状況と公の施設の管理運営の検証を行い、公の施設の効率的な管理運営を目指すための方針を定めます。

公の施設の定義

公の施設とは、地方自治法第 2 4 4 条第 1 項に規定する施設のことです。

具体的には、次の 4 点により判別することとなります。

- 住民の福祉を増進する目的をもって設けるものであること
- 住民の利用に供するためのものであること
- 施設であること
- 地方公共団体が設けるものであること

また、公の施設の設置については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき条例の制定が必要です。

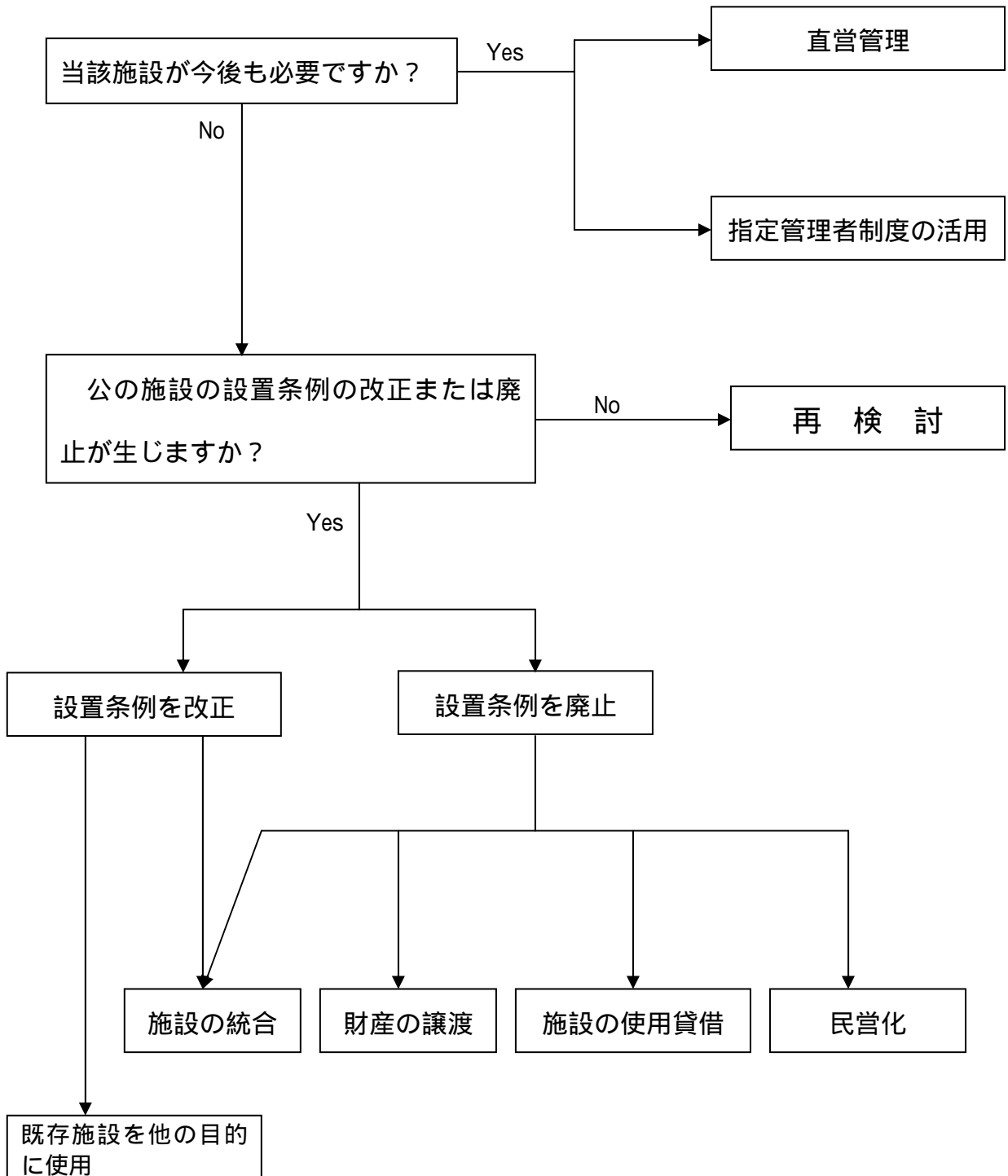
地方自治法第 2 4 4 条第 1 項

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする。

地方自治法第 244 条の 2 第 1 項

普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

公の施設の管理運営イメージフロー



・ 公の施設の管理運営における現状と課題

地方自治法の改正により平成 18 年 4 月 1 日から公の施設のうち 16 施設について指定管理者制度を適用しましたが、指定管理者制度を検討している中で次のような現状が明らかになってきました。

(1) 公の施設を管理している課（以下「施設所管課」という。）において、「施設が今後も必要な施設なのか」「施設を存続させるのか」といった観点から十分な論議をする必要があります。

(2) 国や県の補助金を受け地元の施設整備を行ったため近江八幡市の名義を使用している施設等（同和対策事業により整備した施設を含む。）があります。

このような施設の多くは、管理費用を地元が負担し管理していることから、地元などの団体に譲渡、若しくは使用貸借による施設管理など今後の管理運営について検討する必要があります。

（例）各自治会の老人憩いの家、墓地（土地改良事業により墓地の外周を整形している墓地を含む。）納骨堂、食肉流通センター、舟溜り施設、農機具格納庫、農作業場等

(3) 効率的な施設の管理運営を進めるためには、各所属で所管している施設だけを検討するのではなく、隣接している施設をまとめて管理運営する視点からの検討が必要です。

（例）「マルチメディアセンター」と「勤労青少年ホーム」
「勤労者福祉センター」と「いきいきふれあいセンター」など

(4) 民間においても同様の業務を行っている場合は、施設を民間へ譲渡することについて検討することも必要です。

（例）保育所、幼稚園

(5) 公の施設の管理を目的に設置された本市が出資している財団法人、株式会社等（以下「公益法人等」という。）は、地方自治法の改正により公の施設を管理できる条項が廃止されたことにより、施設管理を目的とした公益法人等の存続が廃止についての検討が必要です。

（例）財団法人 近江八幡市文化振興事業団、財団法人 近江八幡市人権センターなど

(6) 施設における業務内容によって、地方独立行政法人による施設の管理運営が可能なものもあります。地方独立行政法人による管理運営の視点からの検討が必要です。（例）保育所、看護専門学校、市民病院など

具体的な見直し方針

公の施設の管理運営を次の項目について検討することとします。

1) 公益法人等の見直し

公の施設の管理運営のあり方を検討する際には、出資法人等の役割等についても検討します。

(1) 出資法人

(財団法人 近江八幡市文化振興事業団、財団法人 近江八幡市人権センター)
公の施設の管理を主な目的として設立した財団法人等にとっては、出資法人等の廃止も視野に入れ抜本的に見直します。

(2) その他の法人

(社団法人近江八幡観光物産協会、社会福祉法人近江八幡市社会福祉協議会等)
担当課において、出資法人等以外の法人の設立目的や活動内容を勘案し法人等との行政の関与のあり方を見直します。

2) 公の施設の必要性とあり方の検証

施設所管課として、「当該公の施設が真に必要かどうか」について、施設の設置目的と管理運営状況から検討します。

また、施設を存続する場合には、効率的な管理運営、利用者の視点に立った管理運営などの視点から検証し、今後の施設の管理運営を明らかにします。

(1) 施設の必要性の検討

当該公の施設が真に必要なのかといった視点から検討します。

次の項目に該当する施設は、公の施設としての機能が実質的に失われている可能性があり、廃止を含め検討します。

廃止する施設

設置目的を達成した施設
設置目的が陳腐化している施設
類似の施設を国・県又は民間が設置している施設
利用状況が著しく低く、今後もその状況が改善される見込みのない施設
実質的に利用者が特定され、今後もその状況が改善される見込みのない施設

(2) 公の施設の管理運営の検討

公の施設の管理運営について、効率化と利用者の視点から見直します。

効率的な管理運営

現状では、施設所管課ごとに当該公の施設を管理運営を行っていますが、施設の効率的な管理運営を図るために、横断的な視点から検討します。

- ア 将来的な需要を考慮しているか
- イ 類似施設を一括管理するなど、スケールメリットを發揮できないか
- ウ 隣接の施設を一括管理するなど、効率化が図れないか
- エ 施設の目的を変更し、他のサービスと併せて提供するなど、効率化が図れないか

利用者の視点に立った管理運営

公の施設を存続する場合、「当該公の施設が利用者の視点に立った管理運営となっているか。」について次のような視点から検討します。

- ア 利用者ニーズを把握しているか
- イ 休館日や開館時間などは適切な設定となっているか
- ウ 利用者にとって利用しやすい状態となっているか

見直しに伴う個別検討項目

1 指定管理者制度の適用

1) 指定管理者制度を導入する施設の検討

現在、直営で管理している施設について指定管理者制度を導入することにより効率的・効果的な運営が可能となる場合は、指定管理者制度への移行を検討します。

また、指定管理者制度を適用する場合、原則として公募を行うこととなりますが、特別の理由がある場合は、公募しないことも可能ですが次ぎの事項を踏まえ整理することとします。

(1) 公募する場合

民間事業者等に任せることについて、法令上制限が無い。

基本的に使用料によって運営するべき収益施設である。

同種または類似のサービスを提供している民間事業者等が存在する。

サービスの専門性、特殊性等を勘案しても、民間事業者等によるサービスの提供が可能である。

民間事業者等に任せることで、運営する日、時間、運営内容等のサービスの向上が期待できる。

民間事業者等に任せることで、集客力や稼働率の向上が期待できる。
民間事業者等に任せることで、施設の維持管理費用の縮減が期待できる。

(2) 公募しない場合

公募する施設の各項目

地域と密着した施設であり特定の団体等を指定することが望ましい施設

現に地域等が維持管理費を負担し、管理している施設

公募することにより経費が増加する見込みのある施設

2) 指定管理者制度を導入する施設

指定管理者制度を導入する場合は、近江八幡市指定管理者制度導入に係る指針（平成17年4月策定）及び指定管理者制度導入に係る事務処理要領に基づき事前検証を行い具体的に進めます。

また、指定管理者制度を導入した場合、指定期間中のモニタリング（特に期間終了前年の中間検証）及び指定期間終了後における事後検証を行います。

なお、引き続き指定管理者制度を適用する場合は、中間検証に基づく評価が不可欠であることから中間検証を実施します。

3) 指定管理者制度を適用するメリットとデメリット

メリット

民間のノウハウを活用することにより、利用者に利便性の向上を図ることができる。

管理団体の法人格の有無に関わらず指定管理者とすることができる。

配属されていた職員を他の部署への配置転換することができ、職員の総数削減につながる。

デメリット

指定管理者を選定する事務手続に約1年の期間が必要

複数年の基本協定を締結することから協定期限内は契約を継続しなければならない。

指定管理料については、通常、次の式により算定しますが、配置されていた職員は、他の部署への配置転換となるため直接的な人件費の削減にはつながりません。

人件費を除いた場合、従来の光熱水費などの管理費用（物件費）を上回る場合がある。

$$\boxed{\text{指定管理料} = \text{管理に伴う物件費} + \text{利用料} + \text{人件費}}$$

国では、指定管理者制度を含めた民間への業務委託を推進していますが、委託料などの物件費の大幅な伸びにつながる。

2 民営化

1) 民営化のメリットとデメリット

メリット

民間のノウハウを活用することにより、利用者の利便性の向上が期待できる。

施設の管理運営経費の削減につながる。

配属されていた職員を他の部署への配置転換することができ、職員の総数削減につながる。

不要となった土地等の財産処分が可能となる。

雇用の拡大につながる可能性がある。

デメリット

民営化により行政の監視が弱くなる。

財産の無償譲渡を伴う場合がある。

補助金などの財政的支援を伴う場合がある。

3 財産の譲渡

当該施設の管理団体が法人格を持っていない場合、譲渡が不可能となり、当面、使用貸借による管理が必要となる場合があります。

また、公の施設を譲渡する場合は、設置条例の廃止が前提となります。

1) 譲渡のメリットとデメリット

メリット

不要となった施設を放置するのではなく処分をすることにより、周辺への安全管理が適切に実施できる。

管理経費の削減につながる。

市税の収入源となる。

デメリット

不要な家屋等がある場合には、適切な時期に撤去するための費用を要する。

処分に際しては、一般競争入札やせり売りによる手続が必要となる。

但し、これらの契約手続には、契約の不履行を招く危険性がある。

4 施設の使用貸借

施設の使用貸借の場合、施設の管理費用等について明確にする必要があるとともに、契約の更新等の財産管理に伴う事務手続が前提となります。

1) 使用貸借のメリット

土地改良事業によって造られた公園、老人憩いの家などの施設は、自治会などの団体で所有することができなかつたため、近江八幡市の名義となっているが、実状は各団体が管理していることから実態にあった管理方法となる。

特定の市民しか利用しない施設の場合においても、実態にあった管理方法となり管理経費の削減につながる。

5 施設の統合

1) 施設統合のメリット

類似施設を一括管理することにより効率化が図れる。

隣接の施設を一括管理することにより効率化が図れる。

施設の目的を変更し、他のサービスと併せて提供することにより効率化が図れる。

6 地方独立行政法人への移行

地方独立行政法人が行える業務は、地方独立行政法人法第21条に業務の範囲に定められています。

地方独立行政法人の設置及び業務の移行について、それぞれの業務の性質に応じた検討が必要です。

また、業務のみならず地方交付税などの歳入事項や業務内容に応じた検討が必要です。

地方独立行政法人法第21条

地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款に定めるものを行う。

- 1 試験研究を行うこと
- 2 大学の設置及び管理を行うこと

地方独立行政法人法第 21 条（つづき）

- 3 主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業で、次に掲げるものを経営すること
 - イ 水道事業（簡易水道事業を除く）
 - ロ 工業用水道事業
 - ハ 軌道事業
 - ニ 自動車運送事業
 - ホ 鉄道事業
 - ヘ 電気事業
 - ト ガス事業
 - チ 病院事業
 - リ その他政令で定める事業
- 4 福祉事業を経営すること
- 5 公共的な施設で政令に定めるものの設置及び管理を行うこと（前三号に掲げるものを除く。）
- 6 前各号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

各施設の管理運営方針（別表）

各施設管理担当課の施設の管理状況と今後の管理運営方針を次の内容に基づき次ページ以降にまとめました。

また、別表の内容については、必要に応じ見直します。

項 目	内 容
条 例	条例の有無、規則の有無
現 管 理	平成 16 年度末における管理状況 直営管理、管理委託、一部業務委託、その他
管理方針	今後の管理運営方針と実施時期 指定管理者導入施設、指定管理者導入検討施設、直営管理、地元管理、 民営化、PFI、売却、その他
区 分	レクリエーション・スポーツ施設、産業振興施設、基盤施設、文教施設、 医療・福祉施設

「各施設の管理運営方針」別表

凡例	条 例	1 (有り)	2 (規則)	3 (無し)		
	現 管 理	1 (直営管理施設)	2 (管理委託)	3 (一部業務委託)	4 (その他)	
区 分	管理方針	1 (指定管理導入施設)	2 (指定管理導入検討)	3 (直営管理)	4 (地元管理)	
		5 (民営化)	6 (PFI)	7 (売却)	8 (その他)	
区 分		1 (レクリエーション・スポーツ施設)	2 (産業振興施設)	3 (基盤施設)	4 (文教施設)	5 (医療・社会福祉施設)

【平成18年11月改正】

施設番号	施 設 名	条 例	現管理(H16末)		管理方針		区 分	備 考	
			方 法	備 考	時 期	方 針			
1	マルチメディアセンター	1	3	警備等	18	1	4	指定管理者制度導入済み【H18,4,1から指定管理】	
2	駅南総合スポーツ施設	1	3	警備・夜間管理等	18	1	1	指定管理者制度導入済み【H18,4,1から指定管理】	
3	駅北口自転車専用駐車場施設	1			18	1	3	指定管理者制度導入済み【H17条例化・H18,4,1から指定管理】	
4	白雲館	1	2	観光物産協会	18	1	4	指定管理者制度導入済み【H18,4,1から指定管理】	
5	沖之島漁港	1	2	沖島漁業組合	18	1	2	指定管理者制度導入済み【H18,4,1から指定管理】	
6	八幡こどもの家	1	2	保護者会	18	1	5	指定管理者制度導入済み【H18,4,1から指定管理】	
7	桐原東こどもの家	1	2	保護者会	18	1	5	指定管理者制度導入済み【H18,4,1から指定管理】	
8	馬淵こどもの家	1	2	保護者会	18	1	5	指定管理者制度導入済み【H18,4,1から指定管理】	
9	桐原こどもの家	1			18	1	5	指定管理者制度導入済み【H17条例化・H18,4,1から指定管理】	
10	金田こどもの家	1			18	1	5	指定管理者制度導入済み【H17条例化・H18,4,1から指定管理】	
11	北里こどもの家	1			18	1	5	指定管理者制度導入済み【H17条例化・H18,4,1から指定管理】	
12	大中農村広場	1	2	自治会	18	1	1	指定管理者制度導入済み【H18,4,1から指定管理】	
13	北里農村広場	1	2	自治会	18	1	1	指定管理者制度導入済み【H18,4,1から指定管理】	
14	八幡町第1共同浴場	1	2	自治会	18	1	5	指定管理者制度導入済み【H18,4,1から指定管理】	
15	未広町第2共同浴場	1	2	自治会	18	1	5	指定管理者制度導入済み【H18,4,1から指定管理】	
16	総合福祉センター	1	2	社会福祉協議会	18	1	5	指定管理者制度導入済み【H18,4,1から指定管理】	
17	佐波江舟だまり	1	2	施設管理等	18	1	2	指定管理者制度導入済み【平成18年条例化・10/1から指定管理】	
18	野村舟だまり	1	2	施設管理等	18	1	2	指定管理者制度導入済み【平成18年条例化・10/1から指定管理】	
19	牧舟だまり	1	2	施設管理等	18	1	2	指定管理者制度導入済み【平成18年条例化・10/1から指定管理】	
20	長命寺舟だまり	1	2	施設管理等	18	1	2	指定管理者制度導入済み【平成18年条例化・10/1から指定管理】	
21	切通し舟だまり	1	2	施設管理等	18	1	2	指定管理者制度導入済み【平成18年条例化・10/1から指定管理】	
22	いきいきふれあいセンター	1	2	人権センター	19	1	5	平成19年4月から指定管理者制度を導入	
23	勤労者福祉センター	1	3	警備等	19	1	3	平成19年4月から指定管理者制度を導入	
24	勤労青少年ホーム	1	3	警備等	20	2	3	平成20年4月から指定管理者制度の導入について検討中	
25	かわらミュージアム	1	3	警備・清掃等	20	2	4	平成20年4月から指定管理者制度の導入について検討中	
26	観光駐車場(多賀)	1			20	2	3	平成20年4月から指定管理者制度の導入について検討中【H17条例化】	
27	観光駐車場(小幡)	1			20	2	3	平成20年4月から指定管理者制度の導入について検討中【H17条例化】	
28	沖島高齢者ふれあいひろば	1	1		20	2	5	指定管理者制度の導入検討	
29	市営住宅・(西本郷町)	公	1	3	営繕等	22	2	3	指定管理者制度の導入検討
30	市営住宅・(土田町)	公	1	3	営繕等	22	2	3	指定管理者制度の導入検討
31	市営住宅・(多賀町)	公	1	3	営繕等	22	2	3	指定管理者制度の導入検討
32	市営住宅・(馬淵町岩倉)	公	1	3	営繕等	22	2	3	指定管理者制度の導入検討
33	市営住宅・(堀上町)	公	1	3	営繕等	22	2	3	指定管理者制度の導入検討
34	市営住宅・(大森町)	公	1	3	営繕等	22	2	3	指定管理者制度の導入検討
35	市営住宅・(池田本町)	公	1	3	営繕等	22	2	3	指定管理者制度の導入検討
36	市営住宅・(音羽町)	公	1	3	営繕等	22	2	3	指定管理者制度の導入検討
37	市営住宅・(中小森町)	公	1	3	営繕等	22	2	3	指定管理者制度の導入検討
38	岡山公民館	1	3	清掃	22	2	4	指定管理者制度の導入検討	
39	金田公民館	1	3	清掃	22	2	4	指定管理者制度の導入検討	

凡例	条 例	1 (有り)	2 (規則)	3 (無し)		
	現 管 理	1 (直営管理施設)	2 (管理委託)	3 (一部業務委託)	4 (その他)	
	管理方針	1 (指定管理導入施設)	2 (指定管理導入検討)	3 (直営管理)	4 (地元管理)	
		5 (民営化)	6 (PFI)	7 (売却)	8 (その他)	
区 分		1 (レクリエーション・スポーツ施設)	2 (産業振興施設)	3 (基盤施設)	4 (文教施設)	5 (医療・社会福祉施設)

【平成18年11月改正】

施設番号	施 設 名	条 例	現管理(H16末)		管理方針		区 分	備 考
			方 法	備 考	時 期	方 針		
40	馬淵公民館	1	3	清掃	22	2	4	指定管理者制度の導入検討
41	図書館	1	3	警備・清掃等		2	4	指定管理者制度の導入について検討中
42	八幡公民館	1	3	清掃、警備		2	4	指定管理者制度の導入に向け、公民館のあり方について検討
43	島公民館	1	3	清掃		2	4	指定管理者制度の導入に向け、公民館のあり方について検討
44	沖島公民館	1	3	清掃		2	4	指定管理者制度の導入に向け、公民館のあり方について検討
45	北里公民館	1	3	清掃		2	4	指定管理者制度の導入に向け、公民館のあり方について検討
46	武佐公民館	1	3	清掃		2	4	指定管理者制度の導入に向け、公民館のあり方について検討
47	武佐保育所	1	3	警備等	20	3	5	認定子ども園として運営
48	武佐幼稚園	1	3	警備等	20	3	4	認定子ども園として運営
49	八幡納骨堂	1	2	管理組合等		3	3	指定管理者制度になじまない施設であるため利用者による自主管理
50	堀上納骨堂	1	2	管理組合等		3	3	指定管理者制度になじまない施設であるため利用者による自主管理
51	住吉納骨堂	1	2	管理組合等		3	3	指定管理者制度になじまない施設であるため利用者による自主管理
52	幣ノ木墓地	1	2	管理組合等		3	3	指定管理者制度になじまない施設であるため利用者による自主管理
53	末広墓地	1	2	管理組合等		3	3	指定管理者制度になじまない施設であるため利用者による自主管理
54	第2クリーンセンター	1	3	警備・運転管理等		3	3	直営による管理
55	一般廃棄物最終処分場	1	3	警備・水質検査等		3	3	当面、直営による管理
56	さざなみ浄苑(火葬場)	1	3	残骨灰処分委託等		3	3	当面、直営による管理
57	文化会館	1	2	文化振興事業団		3	4	当面、直営による管理
58	運動公園	1	3	警備・夜間管理等		3	1	
59	市民体育館	1	1			3	1	当面直営管理で、施設廃止についても検討
60	郷土資料館	1	3	警備等		3	4	
61	歴史民俗資料館	1	3	警備等		3	4	
62	指定文化財旧伴家住宅	1	3	警備等		3	4	
63	重要文化財旧西川家住宅	1	3	警備等		3	4	
64	保健センター	1	3	警備等		3	5	
65	都市公園 八幡公園	1	3	清掃管理等		3	3	都市公園全体(交付税対象公園)(21) - 運動公園(1) = 20
66	篠原公園	1	3	清掃管理等		3	3	街区公園は、地元自治会等に日常管理を委託しています。この日常管理を委託していることにより、費用対効果の面から非常に安価で効率よく運営できるとともに、地域の公園として愛着が生まれているため今後もこの手法を継続します。
67	駅前第1街区公園	1	3	清掃管理等		3	3	
68	駅前第2街区公園	1	3	清掃管理等		3	3	
69	駅前第3街区公園	1	3	清掃管理等		3	3	
70	八幡街区公園	1	3	清掃管理等		3	3	
71	中央第1街区公園	1	3	清掃管理等		3	3	
72	中央第2街区公園	1	3	清掃管理等		3	3	
73	中央第3街区公園	1	3	清掃管理等		3	3	
74	中村街区公園	1	3	清掃管理等		3	3	
75	江頭街区公園	1	3	清掃管理等		3	3	
76	為心町公園	1	3	清掃管理等		3	3	
77	未広公園	1	3	清掃管理等		3	3	
78	出町公園	1	3	清掃管理等		3	3	
79	蟻尾児童公園	1	3	清掃管理等		3	3	

凡例	条 例	1 (有り)	2 (規則)	3 (無し)		
	現 管 理	1 (直営管理施設)	2 (管理委託)	3 (一部業務委託)	4 (その他)	
	管理方針	1 (指定管理導入施設)	2 (指定管理導入検討)	3 (直営管理)	4 (地元管理)	
		5 (民営化)	6 (PFI)	7 (売却)	8 (その他)	
区 分		1 (レクリエーション・スポーツ施設)	2 (産業振興施設)	3 (基盤施設)	4 (文教施設)	5 (医療・社会福祉施設)

【平成18年11月改正】

施設番号	施 設 名	条 例	現管理(H16末)		管理方針		区 分	備 考
			方 法	備 考	時 期	方 針		
80	駅南第1児童公園	1	3	清掃管理等		3	3	街区公園は、地元自治会等に日常管理を委託しています。 この日常管理を委託していることにより、費用対効果の面から非常に安価で効率よく運営できるとともに、地域の公園として愛着が生まれているため今後もこの手法を継続します。
81	駅南第2児童公園	1	3	清掃管理等		3	3	
82	駅南第3児童公園	1	3	清掃管理等		3	3	
83	駅南第4児童公園	1	3	清掃管理等		3	3	
84	駅南第5児童公園	1	3	清掃管理等		3	3	
85	市民共生センター	1	3	警備等		3	5	
86	沖島浄化センター	1	3	施設管理等		3	3	
87	大中西部地区農業集落排水処理施設	1	3	施設管理等		3	3	
88	佐波江地区農業集落排水処理施設	1	3	施設管理等		3	3	
89	八幡保育所	1	3	警備等		3	5	
90	桐原保育所	1	3	警備等		3	5	
91	八幡幼稚園	1	3	警備等		3	4	
92	島幼稚園	1	3	警備等		3	4	
93	岡山幼稚園	1	3	警備等		3	4	
94	金田幼稚園	1	3	警備等		3	4	
95	桐原幼稚園	1	3	警備等		3	4	
96	馬淵幼稚園	1	3	警備等		3	4	
97	北里幼稚園	1	3	警備等		3	4	
98	八幡小学校	1	3	警備等		3	4	
99	島小学校	1	3	警備等		3	4	
100	沖島小学校	1	3	警備等		3	4	
101	岡山小学校	1	3	警備等		3	4	
102	金田小学校	1	3	警備等		3	4	
103	桐原小学校	1	3	警備等		3	4	
104	桐原東小学校	1	3	警備等		3	4	
105	馬淵小学校	1	3	警備等		3	4	
106	北里小学校	1	3	警備等		3	4	
107	武佐小学校	1	3	警備等		3	4	
108	八幡中学校	1	3	警備等		3	4	
109	八幡東中学校	1	3	警備等		3	4	
110	八幡西中学校	1	3	警備等		3	4	
111	牧浄水場	1	3	夜間管理・警備等		3	3	施設の老朽化が進み、更新時に指定管理者制度等(PFI)を視野に検討
112	堀上老人憩いの家	1	1		18	4	5	平成18年度から財産の使用貸借による地元管理
113	末広東老人憩いの家	1	3	管理委託	20	4	5	平成19年度末まで直営管理、その後地元管理(地元へ譲渡)
114	末広西老人憩いの家	1	3	管理委託	20	4	5	平成19年度末まで直営管理、その後地元管理(地元へ譲渡)
115	住吉老人憩いの家	1	1		20	4	5	平成19年度末まで直営管理、その後地元管理(地元へ譲渡)
116	大森老人憩いの家	1	1		20	4	5	地域総合センターのあり方について検討中(地元へ譲渡)
117	八幡老人憩いの家	1	3	警備	20	4	5	地域総合センターのあり方について検討中(地元へ譲渡)
118	金田西保育所	1	3	警備等	20	5	5	民営化
119	金田東保育所	1	3	警備等	20	5	5	民営化

凡 例	条 例	1 (有り)	2 (規則)	3 (無し)		
	現 管 理	1 (直営管理施設)	2 (管理委託)	3 (一部業務委託)	4 (その他)	
	管理方針	1 (指定管理導入施設)	2 (指定管理導入検討)	3 (直営管理)	4 (地元管理)	
		5 (民営化)	6 (PFI)	7 (売却)	8 (その他)	
区 分		1 (レクリエーション・スポーツ施設)	2 (産業振興施設)	3 (基盤施設)	4 (文教施設)	5 (医療・社会福祉施設)

【平成18年11月改正】

施設 番号	施 設 名	条 例	現管理(H16末)		管理方針		区 分	備 考
			方 法	備 考	時 期	方 針		
120	市民病院	1	3	警備・事務等	18	6	5	平成18年10月から新病院をPFI(BOT方式)による運営を開始
121	市営住宅・(長光寺町) 改	1	3	営繕等		7	3	譲渡にむけ検討
122	市営住宅・(西生来町) 改	1	3	営繕等		7	3	譲渡にむけ検討
123	市営住宅・(八幡町) 改	1	3	営繕等		7	3	譲渡にむけ検討
124	市営住宅・(出町) 改	1	3	営繕等		7	3	譲渡にむけ検討
125	と畜場	1	3	場内清掃等	19	8	2	公社の食肉流通施設(H19.4.1供用開始予定)完了後、施設廃止について検討
126	食肉流通センター	1	2	同和食肉(協)	19	8	2	公社の食肉流通施設(H19.4.1供用開始予定)完了後、施設廃止について検討
127	沖島保育所	1	1		20	8	5	幼稚園化
128	第1クリーンセンター	1	3	警備・運転管理等		8	3	平成18年4月から八日市衛生プラントに処理委託
129	看護専門学校	1	3	警備等		8	4	検討委員会で運営方法を検討予定
130	桐原会館	1	3	清掃、警備等		8	4	地域総合センターと公民館のあり方について検討中
131	八幡会館	1	3	警備・ドア等		8	5	地域総合センターのあり方について検討中
132	未広会館	1	3	警備等		8	5	地域総合センターのあり方について検討中
133	八幡教育集会所	1	3	警備		8	4	地域総合センターのあり方について検討中
134	八幡教育集会所(別館)	1	2	自治会		8	4	地域総合センターのあり方について検討中
135	堀上教育集会所	1	1			8	4	現在、休所であるが、地域総合センターのあり方について検討中
136	大森教育集会所	1	1			8	4	地域総合センターのあり方について検討中
137	住吉教育集会所	1	1			8	4	地域総合センターのあり方について検討中
138	未広教育集会所(第1)	1	2	自治会		8	4	地域総合センターのあり方について検討中
139	未広教育集会所(第2)	1	3	警備		8	4	地域総合センターのあり方について検討中
140	八幡児童館	1	1			8	5	地域総合センターのあり方について検討中
141	堀上児童館	1	1			8	5	地域総合センターのあり方について検討中
142	大森児童館	1	1			8	5	地域総合センターのあり方について検討中
143	住吉児童館	1	1			8	5	地域総合センターのあり方について検討中
144	未広児童館	1	1			8	5	地域総合センターのあり方について検討中
145	宮前ゆうゆう児童館	1	1			8	5	地域総合センターのあり方について検討中
146	市営住宅・(未広町) 公・改	1	3	営繕等	22	2・7	3	公は指定管導入検討・改は譲渡を検討
147	市営住宅・(市井町) 公・改	1	3	営繕等	22	2・7	3	公は指定管導入検討・改は譲渡を検討
148	市営住宅・(武佐町) 公・改	1	3	営繕等	22	2・7	3	公は指定管導入検討・改は譲渡を検討